


# 創業関連保証の拡充

- 創業時には、店舗開設や当座の運転資金等のまとまった資金が必要となるが、一般的に創業者は手元資金や信用力に乏しい上に、過去の財務データ等がないため、金融機関は事業リスクを判定できず融資を躊躇し、十分な資金を調達できないのが実態となっている。
- 仮にある程度の資金を調達して創業したとしても、事業が軌道に乗り安定的な収入が得られるようになる前に運転資金が枯渇する、いわゆる「死の谷」で断念することも多い。
- こうした実態を踏まえ、今般、創業者が手元資金なしで保証を受けられ、その多くが「死の谷」を超えて事業を継続していけるよう、100%保証の限度額を、現行の1000万円から2000万円に拡充する。

	創業関連保証
対象者	①創業者（創業計画段階にあり今後創業する者） ②創業後5年未満の者 ③中小企業・小規模事業者（会社）であって、新たに会社を設立（分社化）する者 ④上記①～③のいずれかに該当する者であって、廃業後5年未満の者（再挑戦支援保証に限る）
保証限度額	現在 1000万円  平成30年4月1日より 2000万円 (自己資金要件なし) ※無担保保証枠8,000万円の内枠保証
保証割合	100%保証
保証料率 (保険料率)	各協会所定の料率 (0.29%)
てん補率	80% ※再挑戦支援保証については90%
担保・保証人	無担保・保証人は原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする